

(別紙2)

笠岡市新病院建設工事のうち本体工事に関するパートナーシップ協定書

笠岡市新病院建設工事のうち本体工事に関して、笠岡市立市民病院（以下「発注者」という。）と特定非営利活動法人健康都市活動支援機構（以下「事業支援者」という。）と山田総合設計・塩飽設計特定設計業務共同企業体（以下「設計者」という。）と〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）は、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、本体工事における発注者が実施した笠岡市新病院建設工事に係る施工予定者選定公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、施工予定者の技術提案書等を選定したことを確認し、予定どおりに工事を完了させるため、発注者、事業支援者、設計者及び施工予定者が協力して、発注者と設計者が別途契約する「笠岡市新病院建設工事設計業務委託」及び、発注者と施工予定者が別途契約する「笠岡市新病院建設工事实施設計技術協力業務委託」における技術協力に基づく実施設計を円滑に完成させる上で、必要な事項を定めることを目的とする。

(関係者間の調整、協力)

第2条 本設計の実施に係る発注者、事業支援者、設計者及び施工予定者間の調整は、発注者及び事業支援者（以下「発注者等」という。）が行う。

- 2 発注者等が行う調整に対し、設計者及び施工予定者は、真摯に対応し、協力する。
- 3 発注者等、設計者及び施工予定者は、本協定の目的を達成するうえで採用すべき技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）の技術的・経済的課題を検討するため、三者協議会を設置する。なお、三者協議会とは、発注者等、設計者及び施工予定者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。
- 4 第1項に規定する調整は、発注者が主催する三者協議会において、発注者等が、設計者及び施工予定者からの意見を踏まえた上で、関係者間の調整を行う。

(三者協議会の役割、責任)

第3条 三者協議会の役割、責任は添付の役割分担表（案）による。

- 2 完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、施工予定者から提案され発注者等により採用されたVE提案を実施設計に反映させる等のため、施工予定者が確認申請上のその他の設計者となった場合は、施工予定者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

(実施設計における技術協力等)

第4条 施工予定者は、本協定の目的を達成するため、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びV E提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びV E提案だけでなく、実施設計段階における施工予定者からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なる技術的提案及び経済的提案を行うものとする。

(合意金額)

第5条 発注者と施工予定者において合意した本体工事費（以下「合意金額」という。）は、下記のとおりとする。合意金額は、本体工事における工事費の上限となる。

本体工事費 〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

(有効期限)

第6条 本協定は、本協定の締結日から工事請負契約締結日の前日までとする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、事業支援者、設計者及び施工予定者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、発注者、事業支援者、設計者及び施工予定者が記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

発注者

岡山県笠岡市笠岡5628番地の1
笠岡市立市民病院
笠岡市病院事業管理者 谷本 安

事業支援者

千葉県市川市高石神33-20
特定非営利活動法人健康都市活動支援機構
理事長 千葉 光行

設計者

大阪府大阪市中央区大手通三丁目1番2号
山田総合設計・塩飽設計特定設計業務共同企業体
代表構成員 株式会社山田総合設計
代表取締役 西村 裕

施工予定者

○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○
○○○○ ○○○○